

一人にひとつ マイナンバー

10月5日から、
皆さまの住民票の住所に、マイナンバーの通知カードをお届けします。

マイナンバーの通知は、簡易書留で送付されますが、確実に皆さまのお手元にお届けするために、住宅名や居室番号を住民票に記載することになりました。

職権により住宅名等を記載する場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カード受け取ることができない方は…

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カード受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を、住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

申請が認められた方は、登録された居所に「マイナンバー」をお届けします。

申請書は、各総合支所・出張所の窓口にあります。また、総務省ホームページからもダウンロード頂けます。(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

■申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

■提出期限 9月25日(金)までに、役場の窓口へ持参(郵送の場合は必着)

■問い合わせ 総務課 戸籍住基班 ☎0820(74)1010

今回届く「通知カード」とは

通知カード

個人番号 0123 4567 8901

氏名 番号花子

住所 山口県大島郡周防大島町大字〇〇△△△番地

平成 5年3月31日生 性別 女

発行 平成27年10月〇〇日

周防大島町長

通知カードのイメージ

- ・個人番号の通知カードで、割り振られた12桁の個人番号をお知らせする紙製のカードです。
- ・通知カードには、個人番号のほかに、氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、顔写真は掲載されません。
- ・通知カードは、個人番号カードを取得する際に必要となります。
- ・他の身分証明と併せて本人確認に使用できる大切なものです。
- ・通知カードを受け取った日以降、引っ越しなどで住所が変わるときは、住所変更手続きの際に通知カードが必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・なお、通知カードを紛失した場合、再交付を受けるためには手数料(500円)が必要です。

